



「通勤手当の過支給」の調査結果について

令和8年5月22日付けの報道発表資料で、消防局において、交通用具（自動車、原動機付自転車、自転車など）に係る通勤手当の月額が減額の対象職員である現場業務に従事する隔日勤務の再任用短時間勤務職員に対して、通勤手当の算定誤りにより、過支給が生じ、対象者に対して返還請求を行ったことをお知らせしました。

その際、事案の全容を解明するため、手当の返還請求権の消滅時効（5年）が完成した過去分についても調査を行い、改めて結果を公表する方針を示しておりました。

この度、文書の保存年限である10年間に遡って実施した調査が完了しましたので、その結果についてお知らせします。

1 調査結果

平成28年4月分から令和8年3月分までの10年間における通勤手当の過支給は、対象者（実人数）59名、総額8,403,550円です。

その内訳である、今回判明分と令和8年5月22日付けの公表分の詳細は、次のとおりです。

対象期間	対象者数	金額	備考
【(※)今回判明分】 平成28年4月分から 令和3年4月分まで	37名	3,889,700円	1名当たり11,550円～ 370,200円を過支給
【5/22付け公表分】 令和3年5月分から 令和8年3月分まで	36名	4,513,850円	1名当たり9,000円～ 371,600円を過支給

(※) 平成28年4月分から令和3年4月分までの過支給分については、地方自治法第236条第1項の規定により返還請求権の消滅時効（5年）が完成していることから、返還を求めることはできません。

2 返還状況

令和3年5月分以降の過支給額4,513,850円については、対象者36名全員に返還請求を行っており、令和8年12月までに全額が返還される見込みです。

3 再発防止の取組状況

本件については、通勤手当の認定事務において、関係規定及び給与制度の理解が不十分であったことを重く受け止め、既に、本事案を消防局内に周知するとともに、認定事務における確認方法の改善や給与の手引きの見直しを行い、研修の実施による職員の知識向上を図りました。

今後、これらの取組を継続して実施し、適正な事務の確保と再発防止の徹底に努めてまいります。